

平成24年12月28日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

規 則

○秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則（47・税務課）……………1

訓 令

○単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（5・人事課）……………11

## 規 則

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十四年十二月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県規則第四十七号

秋田県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表中 「審査法第二十六条及び審査法第二十八条

証拠書類等受領書 様式第二十号

「審査法第二十六条及び審査法第二十八条

を 審査法第二十七条

審査法第二十七条

証拠書類等受領書	様式第二十号	
参考人陳述要求書	様式第二十号の二	に改める。
鑑定要求書	様式第二十号の三	」

「法第十七条の二第五項、令第六条の第十三第二項、暫定措置法第十六条第五項及び第十四条の三

第十五条第一項の表中 「法第十七条の二第五項、令第六条の第十三第二項、暫定措置法第十六条第五項及び第十四条の三

過誤納金等還付（充当・納付）通知書

様式第六十九号 を

令第七条の四の七第一項、令第二十条の二第一項、令第三十五条の七の四第一項、令第三十七条の十五の二第一項、令第三十九条の十の二第一項、令第四十条第一項、令第四十二条の四の二第一項、令第四十三条の十二の二第一項、令第四十四条の三第一項、令第四十五条第一項、令第五十二条の十六第二項及び令第五十五条第一項

過誤納金等還付  
(充当・納付)通  
知書

様式第六十九号

に改める。

預かり証

様式第六十九号の二

」

様式第十一号中「知事」を「秋田県知事」に改める。

様式第十七号から様式第二十号まで中「知事」を「秋田県知事」に改め、

様式の次に次の二様式を加える。

様式第二十号の二 参考人陳述要求書

参 考 人 陳 述 要 求 書				
<p>参 考 人 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p>次の不服申立について、参考人として陳述するよう行政不服審査法第27条の規定により求めます。</p>				
不 服 申 立 人	住(居)所 (所在地)		不内 服 申 立 の 容	
	氏 名 (名 称)			
日	時			
場	所			
摘	要			

上記の日時に出席することができないときは、担当者にその旨連絡してください。

担当者

様式第20号の3 鑑定要求書

鑑 定 要 求 書			
鑑 定 人 住 (居) 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) <p style="text-align: center;">様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">             秋田県知事 <span style="float: right;">印</span> </div> <p style="margin-top: 20px;">次の不服申立に係る事項について鑑定するよう行政不服審査法第27条の規定により求めます。</p>			
不 服 申 立 人	住(居)所 (所在地)  氏 名 (名 称)		不内 服 申 立 の 容
鑑定事項			
摘 要			

様式第11号から様式第115号まで及び様式第117号中「知事  
印」に改める。

印を「秋田県知事

還 付 利 子 割 額

還 付 利 子
備 考

様式第三十号その1中

	<p style="text-align: center;">を</p>	
--	--------------------------------------	--

割 額

「資本等の金額」や「資本金等の額」は「総

数 (円) 」や「 総 数 (人、数、円又はkm) 」は「 本 県 分 数 (円) 」や「 本 県 分 (人、数、円又はkm) 」に相当する。

様式第三十号の十一

延 滞 金 額	法律による金額
---------	---------

を

延  
備

滞 金 額	法律による金額
考	

に改める。

様式第三十号の十三

延 滞 金 額	法律による金額
---------	---------

を

延 滞 金 額	法律による金額
備	考

に改める。

様式第三十号の五

延 滞 金 額	法律による金額
---------	---------

を

延  
備

滞 金 額	法律による金額
考	

に改める。

様式第三十号

相代 続表 人の 者	住 (居) 所	
	氏 名	

を

相代 続表 人の 者	住 (居) 所	
	氏 名	
指理 定 の由		

に改める。

様式第111号中「根拠規定」と「根拠等」に定める。

様式第111号の11中

納 付 場 所	秋田県指定金融機関
	秋田県収納代理金融機関
	東北各県内の郵便局

納

を

こ  
が  
済

付 場 所	秋田県指定金融機関 秋田県収納代理金融機関 東北各県内の郵便局	に定める。
の処分に不服 ある場合の救 済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)	

様式第111号中「配当を受けるべき金額のうちから徴収」と「地方税法第14条の16第1項の規定により配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、同条第4項の規定により通知」と「地方税法第14条の16第4項の規定により通知します。」に定める。

様式第111号中「あなた」と「次の滞納者の財産について滞納処分を執行しても、なお滞納に係る徴収金に不足すると認められるので、あなた」と「徴収金を徴収しますので、地方税法第14条の18第2項」と「徴収金を地方税法第14条の18第1項の規定により徴収しますので、同条第2項」に定める。

様式第111号中「譲渡担保権者から徴収することとし告知しました」と「地方税法第14条の18第1項の規定により譲渡担保権者から徴収することとし告知しましたので、同条第2項の規定により通知します」と「地方税法第14条の18第2項の規定により通知します。」に定める。

様式第111号中「ないので、」と「ないため、地方税法第16条の3第4項の規定により」と「地方税法第16条の3第4項」と「同項」に定める。

様式第111号中「※ この」と「※ 充当に係る根拠規定及びこの」と

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、
--------------------	---------

様式第4号の例による教示の文を記載すること。)

お	「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">充當に係る根拠規定</td> <td>地方税法第17条の2第1項</td> </tr> <tr> <td>この処分に不服がある場合の救済の方法</td> <td>(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)</td> </tr> </table>	充當に係る根拠規定	地方税法第17条の2第1項	この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)	
	充當に係る根拠規定	地方税法第17条の2第1項					
この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)						
	」						

に改め、同様式の次に次の

「添付を要する。

様式第69号の2 預かり証

(表)

預  か  り  証			
			年 月 日
<p>提出者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>地方税法第 条第 項の規定により、 税の賦課徴収に関する調査上必要がありますので、下記の物件をお預かりします。 なお、お預かりした物件は調査が終わり次第、遅滞なく返還します。</p>			
番号	物件の名称又は種類	数量	備 考
			秋田県総合県税事務所 徴税吏員 <span style="float: right;">印</span>

※ この処分不服がある場合の救済の方法については、裏面に記載されています。また、物件の返還の求めに対し、返還できない旨の告知を受けた場合の当該処分についても、同様の救済の方法となっています。

(裏)

この処分不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)
-------------------	---------------------------------

様式第70号の1中「至急」を「地方税法第 条第 項の規定により督促します。至急」に「※ この処分不服がある場合の救済の方法については、裏面に記載されています。」を「この督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を行います。」と改め、※ この処分不服がある場合の救済の方法について

日までに完

に改める。

は、裏面に記

す。

様式第70号の1を次のように改める。

様式第70号 督促状 その2

(一般用・連記用)

**督 促 状**

次のとおり滞納となっておりますので、至急納めて下さい。

平成 年 月 日 秋田県総合県税事務所長 印

住(居)所 (所在地)	年 度	事 業 年 度 等	納 期 限	過少申告加算金
	税 目	(実績月・期別)	税 額	不申告加算金
	番 号	課 税 区 分	延 滞 金	重 加 算 金
	平成 年度		平成 年 月 日	円
				円
	平成 年度			円
				円
	平成 年度			円
				円
	平成 年度			円
			円	
氏 名 (名 称)	様			

「事業税・地特税」は法人事業税・地方法人特別税を表します。  
この督促状では納税できません。納付(入)書により最寄りの金融機関から納付するか、総合県税事務所又は各支所へお越しのうえ納税してください。  
なお、この督促状到達前に完納のときは、行き違いですからあしからずご了承ください。

**督促状の根拠規定**  
・法人の県民税(法第66条第1項)  
・利子等に係る県民税(法第71条の17第1項)  
・配当等に係る県民税(法第71条の38第1項)  
・株式等譲渡所得に係る県民税(法第71条の58第1項)  
・事業税(法第72条の66第1項)  
・不動産取得税(法第73条の34第1項)  
・県たばこ税(法第74条の25第1項)  
・ゴルフ場利用税(法第92条第1項)  
・自動車取得税(法第134条第1項)  
・軽油引取税(法第144条の49第1項)  
・鉦区税(法第198第1項)  
・狩猟税(法第700条の64第1項)  
・県固定資産税(法第745条第1項において準用する法第371条第1項)  
・地方法人特別税(暫定法第10条及び法第72条の66第1項)  
※「法」は地方税法を、「暫定法」は地方法人特別税等に関する暫定措置法を表します。

**滞納処分**  
この督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を行います。

**この処分不服がある場合の救済方法**  
※裏面に記載されています。

注 1 この督促状は、郵便葉書を用いるものとする。  
2 裏面には、様式第69号(裏)の例により、この処分不服がある場合の救済の方法を記載すること。

様式第70号の1中「至急」を「地方税法第165条第1項の規定により督促します。至急」に「※ この処分不服がある場合の救済の方法については、裏面に記載されています。」を「この督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を行います。」と改め、※ この処分不服がある場合の救済の方法について

日までに完

に改める。

は、裏面に記

す。

様式第75号の1から「財産を差し押さえます」と「国税徴収法第 条第 項の規定により財



産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します」に改める。

様式第八十号中「ため、」を「ため、国税徴収法第 条第 項の規定により」に改める。

様式第九十七号中「とおり」を「とおり国税徴収法第82条第1項の規定により」に、「国税徴収法第82条第2項(第82条第3項)を「同条第2項(同条第3項)に改める。

様式第百三号中「ため」を「ため国税徴収法第86条第1項の規定により」に、「国税徴収法第86条第2項」を「同条第2項」に改める。

様式第百六十号の四中

総	計	人	人		
---	---	---	---	--	--

を

総	計	人	人		
修正(決定)の理由		に改める。			

に改める。

様式第百七十一号中

処分の内容	
-------	--

を

処分の

処分の

内容	
理由	

に改める。


様式第1115五十六号中「知 事

印」を「秋田県知事

印」に


円	円		円	円	円

	円
決定の理由	

を

円		円	円	円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の秋田県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

3 第六条中「法第七百四十五条第一項」を「令第五十五条第一項」とあるのは、「令第五十五条第一項及び令第五十六条の九十二の二第二項」と、「第七百条の六十四第一項」に、「法第七百四十五条第一項及び」を「法第七百条の六十四第一項、」に、「する」を「同規則様式第七十号その二中「・符號税（法第700条の64第1項）」とあるのは「・符號税（法第700条の64第1項） ・産業廃棄物税（法第733条の22第1項）」とする」に改める。

訓 令

秋田県訓令第五号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

65	65	65	65	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	68	68	68	68	69
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

64	64	65
----	----	----

に、

65	65	65	65	65	66	66	66	66	66	66	66	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

39	39	39	39	40	40	40	40	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

41	41	42	42	42	43	43	43
----	----	----	----	----	----	----	----

を

38	38	39	39	39	39	39	39	40	40	40	40	40	40	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

41	41
----	----

に、

37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

36
----

に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった現業職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった現業職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）